

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉連携推進法人の認定		
根拠条例等の名称・根拠条項	社会福祉法第125条及び第126条		
所管部室課名	福祉部 福祉指導監査室		
審査基準	・社会福祉法第127条及び第128条の規定による。 ・社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付厚生労働省局長通知）に掲げる、社会福祉連携推進法人認定・運営基準による。		
標準処理期間等	なし		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部 福祉指導監査室	
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
制定年月日	令和4年4月1日		